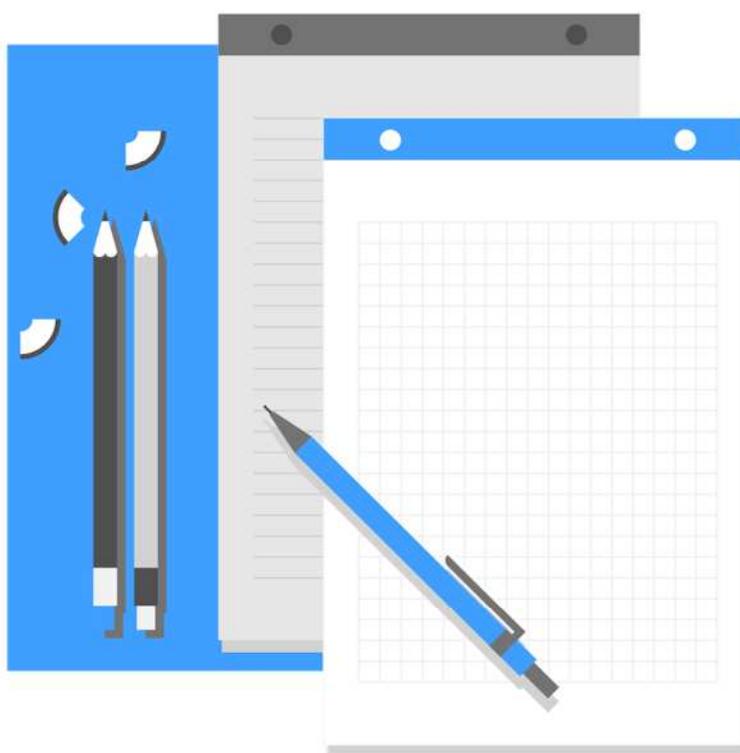


# 公共事業労務費調査のポイント

－ 「公共事業労務費調査の手引き」の補足 －



令和6年10月

佐賀県 県土整備部

# 1. 公共事業労務費調査について

## 1 公共事業労務費調査とは？

【手引きP.4】

### ●調査の目的とお願い

担い手の確保のため、「賃金アップ」は欠かせない要因となっています。

このため、佐賀県では、県内企業の賃金引き上げに向けて「佐賀型賃金UPプロジェクト」を実施しており、建設業にも波及効果が及ぶように県を挙げて取り組んでいます。

では、建設業の賃金に関連する「公共工事設計労務単価」は、どのように設定されるのでしょうか？

公共工事の積算に使用する「公共工事設計労務単価」は、みなさまにご協力いただく公共事業労務費調査の結果に基づいて決定されます。

調査票に正しく記入していただくことが、翌年度の適正な「公共工事設計労務単価」の設定につながります。

このたび、調査票に正しく記入していただくため、本冊子「公共事業労務費調査のポイント」を作成しました。

本冊子は、国土交通省がまとめた「公共事業労務費調査の手引き」を補足したもので、注意点などを県独自でまとめたものとなっています。

みなさまの賃金支払い状況が適正に反映されるため、「公共事業労務費調査」に正しく記入いただくようお願いいたします。

### ●調査の概要

調査対象工事	• 二省（独立行政法人、特殊会社等を含む）、都道府県および政令指定都市等所管の公共工事等です。
調査月 (詳細はP14及びP17)	• 10月の賃金を調べます。 • ただし、「3 調査対象労働者」に示すとおり、一定基準に該当する労働者のみ、9月の賃金を調べます。
調査対象労働者 (詳細はP14)	• 調査月において、調査対象工事に従事した労働者です。 • 元請企業、下請企業（警備会社を含む）を問わず、 <b>調査対象職種（51職種）に該当する全ての労働者が対象</b> です。

# 1. 公共事業労務費調査について

## 2 佐賀県は「県民所得」は高いが、「設計労務単価」は低い？

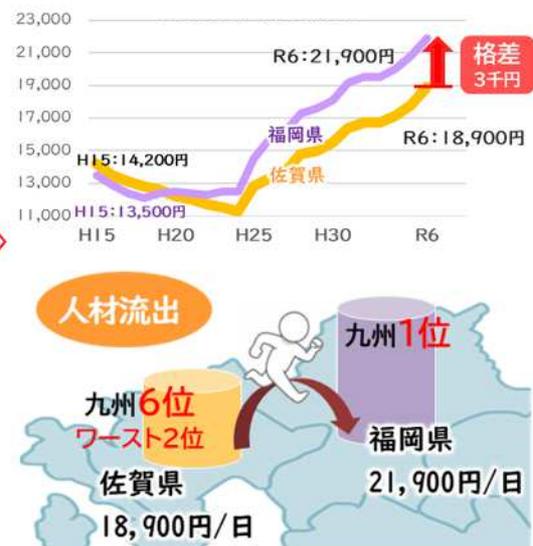
### ● 県民所得

1人当たりの県民所得とは、個人の所得に加え、企業の所得なども含んだ「県民経済全体の所得」を「人口」で割ったものです。

佐賀県は隣の県より県民所得は高いのに、設計労務単価は低くなっています。

項目	1人当たりの 県民所得 【令和3年度】	設計労務単価 (普通作業員) 【令和6年度】
佐賀県	2,744,000円	18,900円
福岡県	2,733,000円	21,900円
長崎県	2,571,000円	19,800円
佐賀県－福岡県 (差額)	+ 11,000円	▲ 3,000円
佐賀県－長崎県 (差額)	+ 173,000円	▲ 900円

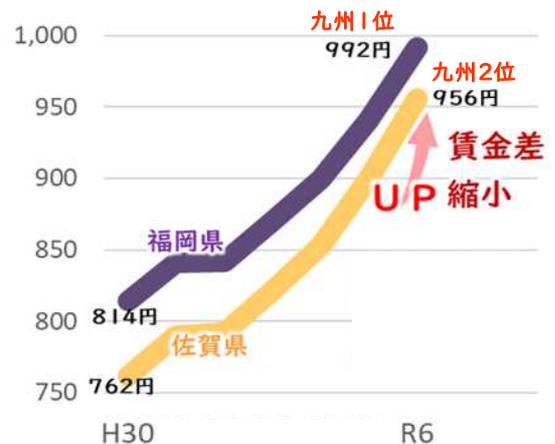
<佐賀県の設計労務単価(普通作業員)>



### ● 最低賃金

ちなみに、佐賀県の最低賃金は、九州では福岡県に次ぎ2番目に高いです。

<佐賀県の最低賃金>



それなのに、なぜ、設計労務単価は隣の県より低いのか…。



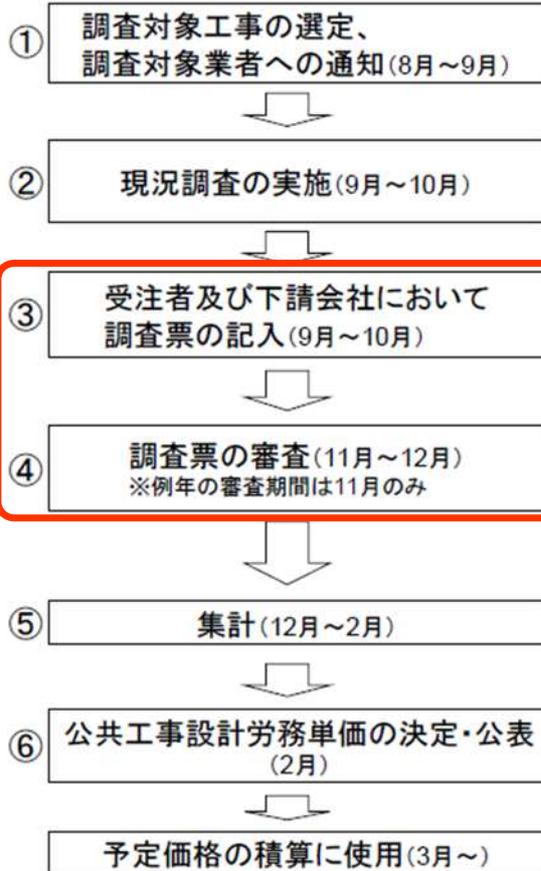
設計労務単価の基礎となる調査票は正確に記入しましょう。

## 2. 公共事業労務費調査の内容

### I 調査の手順

【手引きP.5～】

#### ● 調査スケジュール



#### ● 調査協力依頼

みなさまにご協力を依頼するのは、  
左図の③、④になります。

##### ● 9月27日まで

###### 元請企業

- ・対象企業名簿の作成、提出
- ・施工体系図の提出

##### ● 11月8日まで

###### 元請企業・下請企業

- ・調査票の記入、提出
- ・確認資料(写し)の提出

##### ● 11月下旬

###### 元請企業・下請企業

- ・調査票の審査で不明な点がある場合、電話での聞き取りにご協力をお願いします。

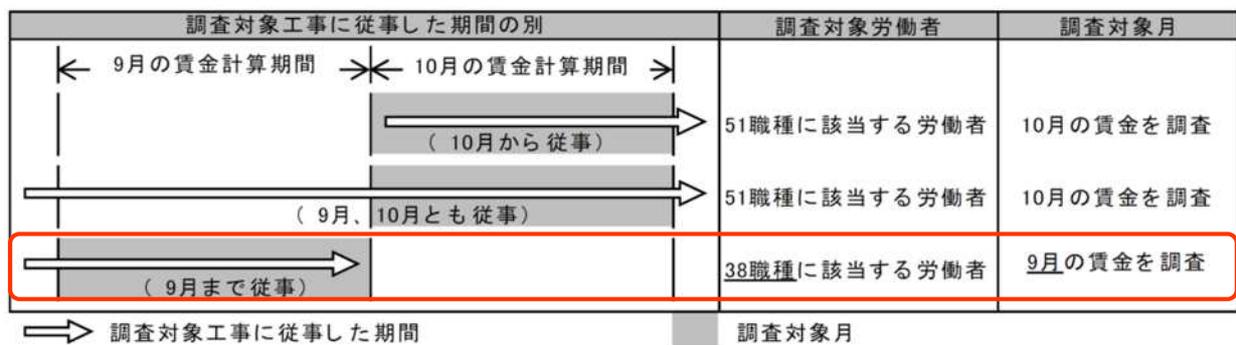
## 2. 公共事業労務費調査の内容

### 2 調査の対象労働者

【手引きP.14～】

#### ● 調査対象労働者と調査対象月

調査対象労働者は下表のとおり、10月に調査対象工事に従事した方になります。ただし、38職種に該当する方は、サンプル数が少ないため、9月に従事した方も対象になります（赤枠）。



#### ● 調査対象職種

調査対象職種は下表の51職種です。9月も調査月となる38職種は赤枠になります。

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	* さく岩工	35	* 左官
02	普通作業員	19	* トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	* トンネル作業員	37	* はつり工
04	* 造園工	21	* トンネル世話役	38	* 防水工
05	* 法面工	22	* 橋りょう特殊工	39	* 板金工
06	とび工	23	* 橋りょう塗装工	40	* タイル工
07	* 石工	24	* 橋りょう世話役	41	* サッシ工
08	* ブロック工	25	土木一般世話役	42	* 屋根ふき工
09	電工	26	* 高級船員	43	* 内装工
10	鉄筋工	27	* 普通船員	44	* ガラス工
11	* 鉄骨工	28	* 潜水士	45	* 建具工
12	* 塗装工	29	* 潜水連絡員	46	* ダクト工
13	* 溶接工	30	* 潜水送気員	47	* 保温工
14	運転手(特殊)	31	* 山林砂防工	48	* 建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	* 軌道工	49	* 設備機械工
16	* 潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	* 潜かん世話役	34	* 大工	51	交通誘導警備員B

※ \*は38職種を示す

## 2. 公共事業労務費調査の内容

### 3 調査の対象期間

【手引きP.17～】

#### ● 調査対象期間

調査対象期間は、調査対象月に調査対象企業で定めている賃金締切日のある賃金計算期間（1か月間）で、下表に示す賃金計算期間のいずれかになります。

なお、年間賞与等（臨時の給与）及び年間労働日数に関しては、令和5年11月～令和6年10月までの賃金計算期間（合わせて1年間）についても、調査票への記入が必要です。

例えば…、

① 調査対象月が10月、賃金締切日が10月31日の場合、

賃金対象期間は「10月1日～10月31日」となります。（下表の赤枠）

② 38職種に該当する方で、調査対象月が9月、賃金締切日が9月25日の場合、

賃金対象期間は「8月26日～9月25日」となります。（下表の青枠）

調査対象月：10月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
10月1日	9月2日～10月1日	10月11日	9月12日～10月11日	10月21日	9月22日～10月21日
10月2日	9月3日～10月2日	10月12日	9月13日～10月12日	10月22日	9月23日～10月22日
10月3日	9月4日～10月3日	10月13日	9月14日～10月13日	10月23日	9月24日～10月23日
10月4日	9月5日～10月4日	10月14日	9月15日～10月14日	10月24日	9月25日～10月24日
10月5日	9月6日～10月5日	10月15日	9月16日～10月15日	10月25日	9月26日～10月25日
10月6日	9月7日～10月6日	10月16日	9月17日～10月16日	10月26日	9月27日～10月26日
10月7日	9月8日～10月7日	10月17日	9月18日～10月17日	10月27日	9月28日～10月27日
10月8日	9月9日～10月8日	10月18日	9月19日～10月18日	10月28日	9月29日～10月28日
10月9日	9月10日～10月9日	10月19日	9月20日～10月19日	10月29日	9月30日～10月29日
10月10日	9月11日～10月10日	10月20日	9月21日～10月20日	10月30日	10月1日～10月30日
				10月31日	10月1日～10月31日
調査対象月：9月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
9月1日	8月2日～9月1日	9月11日	8月12日～9月11日	9月21日	8月22日～9月21日
9月2日	8月3日～9月2日	9月12日	8月13日～9月12日	9月22日	8月23日～9月22日
9月3日	8月4日～9月3日	9月13日	8月14日～9月13日	9月23日	8月24日～9月23日
9月4日	8月5日～9月4日	9月14日	8月15日～9月14日	9月24日	8月25日～9月24日
9月5日	8月6日～9月5日	9月15日	8月16日～9月15日	9月25日	8月26日～9月25日
9月6日	8月7日～9月6日	9月16日	8月17日～9月16日	9月26日	8月27日～9月26日
9月7日	8月8日～9月7日	9月17日	8月18日～9月17日	9月27日	8月28日～9月27日
9月8日	8月9日～9月8日	9月18日	8月19日～9月18日	9月28日	8月29日～9月28日
9月9日	8月10日～9月9日	9月19日	8月20日～9月19日	9月29日	8月30日～9月29日
9月10日	8月11日～9月10日	9月20日	8月21日～9月20日	9月30日	8月31日～9月30日
					9月1日～9月30日

※ 調査対象月：9月の賃金計算期間は、調査対象月：10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事しなかった38職種の労働者のみが対象です。

## 2. 公共事業労務費調査の内容

### 4 職種の分類

【手引きP.24～、P.76～】

#### ● 職種の分類

職種の分類は、調査結果に大きく影響する項目です。調査票に記入する元請企業、下請企業が、個々の労働者の技能及び作業内容を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

職種を正しく分類することで、公共工事設計労務単価の向上につながります。  
職種分類の考え方は、手引き（P.25～、P.76～、P.90～）を確認してください。

#### ● 注意事項

- ・「作業員」をすべて「普通作業員」で計上するのではなく、「普通作業員」と「軽作業員」に区別することで、「普通作業員」の単価を上げることにつながります。
- ・見習、手元等は、原則として調査の対象外となります。

例えば…

  
20,000円

Aさんは、会社で「普通作業員」とされています。  
作業内容は、人力による土砂や資材などの積込み、運搬などです。

  
16,000円

Bさんも、会社で「普通作業員」とされています。  
作業内容は、現場の清掃や後片付け、出来形管理の手伝いといった簡易な作業です。

  
10,000円

Cさんは、会社で「軽作業員」とされています。  
作業内容は、見習いです。

会社で職種を決めているから・・・と、  
調査票に「AさんとBさんは普通作業員」「Cさんは軽作業員」と記入しました。  
⇒ 結果は「普通作業員18,000円」「軽作業員10,000円」となります。



職種を正しく分類して記載



手引きをよく読むと、Bさんの作業内容は「軽作業員」になるようです。  
Cさんは、見習いなので調査対象ではないようです。  
そこで、調査票に「Aさんは普通作業員」「Bさんは軽作業員」と正しく記入しました。  
⇒ 結果は「普通作業員20,000円」「軽作業員16,000円」となります。

↑2,000円 UP      ↑6,000円 UP

## 2. 公共事業労務費調査の内容

### 5 所定労働時間

#### ● 所定労働時間とは

所定労働時間とは、労働基準監督署に届けている就業規則で定めた労働時間（休憩時間を除く）のことです。法定労働時間は1日8時間・1週40時間以内となっていますが、調査票には就業規則で定めた労働時間を記入してください。なお、設計労務単価は1日8時間当たりの賃金に換算されます。

#### ● 確認事項

所定労働時間は、実際の労働時間（休憩時間を除く）と同じですか？

実際の労働時間が所定労働時間より短い場合は、労働基準監督署へ就業規則の変更届を提出することで、公共工事設計労務単価の向上につながります。



就業規則の変更届を提出

1日当たりの支払賃金を「18,900円」と仮定すると…

就業規則で算出した賃金  
(18,900円 ÷ 8時間) × 8時間  
= 18,900円

実際の労働時間で算出した賃金  
(18,900円 ÷ 7時間) × 8時間  
= 21,600円  
↑ 2,700円 UP



## 3. よくある問い合わせ

**Q1** 作業日報は対象工事分のみ提出すればよいですか？

**A1** いいえ。他の工事も対象となります。賃金対象期間の全ての作業日報を提出してください。【手引きP.21 ⑤】

**Q2** 出勤簿は対象工事の従事期間のみを提出すればよいですか？

**A2** いいえ。他の工事も対象となります。出勤簿については過去1年分の提出をお願いします。【手引きP.21 ⑥】

**Q3** 就業規則はすべて提出するのですか？

**A3** いいえ。表紙（会社名記載箇所）、勤務条件（労働時間・休憩時間・休日がかかる箇所）、休暇（有給休暇が分かる箇所）、賃金（基本給や各種手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時給与が分かる箇所）を提出してください。判断がつかない場合は、すべて送付していただいても構いません。【手引きP.20 ①】

**Q4** 免許証はすべて提出するのですか？

**A4** いいえ。電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導警備員が対象となります。【手引きP.21 ⑨】

**Q5** 建設キャリアアップシステムの確認資料は何を提出するのですか？

**A5** レベル1の場合は建設キャリアアップカードのコピー、レベル2～4の場合はレベル判定結果通知書を提出してください。【手引きP.22 ⑬】

**Q6** 調査票の記入方法について昨年度からの変更点はありますか？

**A6** 法定福利費控除額における雇用保険の記入欄について、昨年度までは9,999円が上限となっていたましたが、今年度から正確に実態を把握する観点から、桁が追加されています。



●問合せ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 技術管理担当  
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号  
TEL : 0952-25-7168  
FAX : 0952-25-7317  
E-mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp